

区政会館 だより

No.430
令和8年1月



共生社会ビジョン

巻頭特集

未来への取り組み
～23区の未来図～

第20回 江戸川区



メタバース区役所



「空想係」による出前授業

「ともに、生きる。」江戸川区
共生社会の実現に向けて



特別区長会事務局
特別区議会議長会事務局
特別区人事・厚生事務組合
公益財団法人特別区協議会
東京二十三区清掃一部事務組合
特別区競馬組合

未来への取り組み
~23区の未来図~

第20回 江戸川区

「ともに、生きる。」江戸川区

共生社会の実現に向けて

江戸川区では2100年の未来に向けて、「ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、区民の声をもとに「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」を策定しました。その実現のため、庁内に新設した「空想係」の取り組みや、各部署で実施している事業(メタバース区役所、ひきこもり支援事業、多文化共生センター)について、紹介します。

江戸川区の理想の未来に向けて制定した条例と区民と策定したビジョン

基本理念に基づく「ともに生きるまちを目指す条例」

特徴ある「前文」と、全8条からなる「条文」とで構成

江戸川区には、障害のある方、ひきこもりの状態の方、LGBTQの方、外国籍の方など、さまざまな背景を持つ人々が生活しています。区では「ともに、生きる。」をスローガンに、「誰一人取り残さないまち」を目指すことを基本理念とし、多様性が調和する共生社会を築くことが今後も江戸川区を継続可能なものにしていくために必要ではないかと考えました。この基本理念に基づき、区の果たすべき役割を明確にしたものが令和3(2021)年7月に制定した「ともに生きるまちを目指す条例」です。

「ともに生きるまちを目指す条例」は、「ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。」から始まる前文と、全8条からなる「条文」で作られています。前文は、目指す未来のまちの姿をわかりやすく伝えるため、「人」「社会」「経済」「環境」「未来」という5つの分野において「ともに生きる」をキーワードに短い文章でメッセージをまとめています。また、条例の理念や制定への決意も記し、条例全般にわたる解釈や今後の取り組みの基準にもなっています。このような前文を

設ける条例は、全国的にも珍しいものです。

条文は、第1条(目的)と第2条

(定義)では区・区民・事業者が目指すまちの姿やそれぞれの役割を明文化。第3条(区の責務)と第4条(区民等及び事業者の役割)では、共生社会の実現は、区が主体となり、区民・事業者と一緒に取り組むと明記。第5条(基本的施策)、第7条(政策等への反映)、第8条(変化への対応)では区が取り組むことを示しています。また第6条(災害等への対応)は三方を川と海に囲まれた江戸川区だからこそ設けた項目です。

なお、この条例には、外国語版(英語、中国語、韓国語)や8つの個別条例

「ともに生きるまちを目指す条例」に紐づく個別条例)もあります。



▲ともに生きるまちを目指す条例

「ともに生きるまちを目指す条例」に紐づく個別条例

- 高齢者.....歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例(令和5年11月公布)
- 障害者.....障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例(令和5年11月公布)
- 生活困窮者.....生活に困窮しても安心して暮らせるまち条例(令和7年12月公布)
- ひきこもり.....ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例(令和5年11月公布)
- 子ども.....子どもの権利条例(令和3年6月公布)
- 男女平等・LGBTQ.....性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例(令和4年3月公布)
- 多文化共生(外国人).....多文化共生のまち推進条例(令和5年12月公布)
- 経済.....活力ある区内産業を推進する条例(令和5年11月公布)

2100年の江戸川区 (共生社会ビジョン)

江戸川区では令和4(2022)年8月、区の未来に向けた長期構想として、「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」を策定しました。2100年にかけて、江戸川区の人口や予算、職員数が大きく減ると推計されている中、このままなりゆきまかせで進む未来と、将来を見据えて今から行動し始めた未来が並行して進むパラレルストーリー形式で描いたビジョンです。これらの「協力しあうことなく2100年をむかえる江戸川区」と「ともに力をあわせて2100年をむかえる江戸川区」の2つの世界にそれぞれ生まれた赤ちゃんのものがたりを、区のホームページからご覧いただけます。また、区役所の窓口では、製本版を販売しています。

ビジョンの策定にあたっては、区の広報誌やホームページを通じて、区が目指す2100年



共生社会ビジョン

の「明るい未来」について、区民を中心に広く意見を募集しました。令和3(2021)年4月15日から5月25日の募集期間で区内外からたくさんのご応募があり、計7904件のご意見をいただきました。

いただいたご意見は、AI(人工知能)を活用して文字起こしを行い、その中でよく使われているキーワード(自然、子ども、緑、豊か、安心など)を抽出しました。これを基に区民の皆さんとのオンラインミーティングや、区の関連団体、区議会議員の方々とのワークショップ(コロナ禍のため書面開催)を通じて、江戸川区の理想の未来を形にしていきました。

「共生社会ビジョン」を実現 するために「空想係」を新設

区は「共生社会ビジョン」の実現に向けて、国内外の最新動向やアイデアを収集し、区の取り組みに反映させるため、令和6年度、経営企画部企画課に「空想係」を新設しました。空想係とは、これまでの既存の枠組みにとられない、新たな視点を取り入れた部署です。庁内各部署と連携することはもとより、官民間問わず外部人材と交流し、民間企業ではどのような未来を描いているかなどの意見交換をしています。最新の動向や知識などを蓄積し、その知見を基に目指す未来のための課題解決などに役立つ新たな発想・着眼点を生み出し、具体化に向けた検討を行っています。



出前授業

「空想係」が実施している 出前授業などの取り組み

空想係が実施している取り組みの一つに、小中学生などを対象とした出前授業があります。授業では「共生社会ビジョン」の内容紹介や持続可能な社会の実現に向けて取り組めることを考えるワークショップなどを行っています。参加した児童からは、「これから近所の人と挨拶をするなど、もっとコミュニケーションをとりたいと思いました」などの意見を聞くことができました。また、令和7(2025)年8月に株式会社朝日新聞社とパナソニック株式会社製作している「未来空想新聞2042」に空想係が執筆した記事が掲載されました。これに基づいて、令和7(2025)年10月、区内の中高生と一緒に「未来空想新聞2042江戸川区版」を製作するなど取り組みが広がっています。



「未来空想新聞 2042」に掲載された江戸川区の記事

区の理想の姿の実現に向けて始動した3つの事業

メタバースで実現する もう一つの区役所

江戸川区は令和6（2024）年6

月、インターネット上の仮想空間で区役所と同じサービスを提供する「メタバース区役所」を開設。区が目指す

「来庁不要の区役所」の取り組みの一つで、区職員がアバター（分身）と

なつて様々な手続きや相談に応じます。この取り組みは、これまで区役所と関わりの少なかった区民との新たな

接点になることも期待されます。開設当初の相談事業は、福祉部、子ども家

庭部、健康部、生活振興部、教育委員会事務局の5部局28テーマに限定し、

予約制で週1回実施していましたが、令和7（2025）年の11月からは相談業務を行う全ての部署119テーマ

で実施し、相談日も週5日（予約制）に拡大しました。

相談日拡大前の実績になりますが、開設から令和7（2025）年10月末

までに80件ほどの相談実績があり、相談内容は、子育てや保育、公営住宅へ

の入居や生活困窮、国民健康保険など

多岐にわたります。利用者からは、「匿名なので相談しやすい」「身支度不要で気軽に相談できる」などの意見が寄せられています。

4月からはAI導入により 24時間365日対応可能に

開設から1年半の実績を積んできたメタバース区役所は、令和8（2026）

年4月に全面リニューアルします。プラットフォームを新しくし、メタバースを初めて利用する方でも操作しやす

いようにガイダンス機能を設けます。平日の開庁時間における区職員のアバ

ター対応に加え、区のホームページに掲載されている情報を基に、区政に関

する情報や相談予約の仕方、各種手続き方法などの質問に回答する生成AI

の「アバター」「AIコンシェルジュ」が24時間365日対応します。また、江

戸川区には外国籍の方が多いため、相談対応の言語についても日本語だけで

はなく、英語、中国語、韓国語、ヒンディー語に広げることが予定していま

す。

メタバース区役所

▲メタバース区役所

アバターをカスタムして、区役所へGO!

▲パソコン、スマートフォン等からどこでも手軽に参加！アバターを自由にカスタマイズして、メタバース区役所においでください

▲プリセットアバターもご用意しています

▲お待ちしております！

同じ資料を見ながら会話やチャットが可能!

▲職員と会話やチャットが可能です。資料等を一緒に見ながら、ご相談に対応します！

父親の言葉が原点となった ひきこもり支援施策

江戸川区がひきこもり支援施策に取り組みきっかけは、「この子のひきこもりが治るなら50万円でも100万円でも安い」というひきこもりの状態の方を抱える父親の一言でした。当時江戸

川区の福祉部長だった現区長がこの言葉を直接聞き、「ひきこもりは社会で

取り組むべき問題だ」と強く認識したことが原点です。施策は、現区長が就

任した令和元年度のひきこもり実態調査から始まり、令和2年度にはひきこ

もり施策担当係が発足しました。令和元年度の調査で算出されたひきこもり

当事者数が少なかったため、「声に出せないひきこもりの状態の方や家族が必

ずいる」と考え、徹底した実態調査を令和3年度と5・6年度に続けて実施

し、約1万人のひきこもり当事者を把握。そのうち約千人がこれまでにひき

こもりの相談支援につながっています。

ひきこもり支援施策は「相談支援」

「居場所事業」、講演会・交流会・リー

フレット作成などの「周知啓発」、ひ

きこもり支援協議会とひきこもり支援

連携会議の「会議体」の大きく4つで

す。相談支援は面会、電話、オンラインなど、相談者の希望に沿う形で行います。居場所事業はひきこもりに悩む

当事者がつながる家族会と、外に出るのが難しい方にはメタバース居場所、そして就労体験もできる区営の駄菓子屋事業があります。

ひきこもりの状態の方が安心して 過ごせる「駄菓子屋居場所」

居場所事業の一つ「江戸川区駄菓子屋居場所よりみち屋」は、ひきこもりの

状態の方が安心して過ごし、駄菓子販売を通じた就労体験により社会との

つながりと自立の促進を目指す場所として、令和5（2023）年1月にオー

プンしました。店内にはテレビやボードゲーム、漫画などがあり、無料で利用

することが出来ます。また、駄菓子の購入や居場所スペースは、ひきこもりの

状態の方でなくても利用できます。



江戸川区駄菓子屋居場所

よりみち屋

江戸川区瑞江2-4-3 プラウド瑞江102

開所時間：10:00～17:00

定休日：土・日曜、祝日（イ

ベントは不定期

開催）

※第2・4土曜は営業



在住外国人の生活支援拠点 江戸川区多文化共生センター

江戸川区は令和5（2023）年8月、区内全ての外国人世帯（約2万世帯）を対象に、「住みよいまちにするために区に取り組んでほしいこと」を伺

うアンケートを実施しました。結果は、「日常生活の困り事の相談場所と機会の提供」「日本人との交流の機会の創

出」「日本語学習の支援」が上位3位を占めました。これらの要望に応える

ため、外国人生活支援の拠点として、令和6（2024）年10月に江戸川区

多文化共生センターを設置しました。

当センターの事業の一つである相談事

業は、日常生活の困り事相談と通訳提供が主な内容です。区役所での手続き

などの相談の場合、センターから通訳を繋いだまま担当部署へ取り次ぐケー

スもよくあります。在留資格の手続き



江戸川区多文化共生センター

江戸川区船堀4-1-1

タワーホール船堀3階

開館時間：9:00～17:00

休館日：日曜、月曜、祝日、

年末年始



外国の方向け生活情報▶

やご家族を日本に呼びたいなど、区役所で解決できない内容については国の専門機関につないでいます。交流事業は日本の文化を紹介する親子イベントなどを開催しており、交流の場を提供しています。日本語学習支援の機会の提供は、令和7年度から1回90分の日本語クラスを開催。挨拶や買い物などの日常生活に必要な基礎的な日本語学習のほか、日本の生活習慣やルール、マナーについてもお伝えしています。

誰もが安心して自分らしく 暮らせるまちを目指して

江戸川区では「ともに生きるまち」

実現のためにさまざまな施策を実施し

ていますが、それらはいずれも障害のある方や外国籍の方などを特別扱いす

るものではなく、一人の区民として同じように行政サービスを受けられるよ

う、足りない部分を埋めていくための取り組みです。「ともに生きるまちを

目指す条例」で掲げた理念や「共生社会ビジョン」の実現に向けて年齢、性

別、国籍、障害の有無などを問わず、誰もが安心して自分らしく暮らすこと

ができるまちを目指して、引き続き取り組みを進めていきます。

令和7年第4回特別区人事・厚生事務組合議会定例会の結果

12月16日（火）に第4回定例会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- 予算案件
 - ・令和7年度特別区人事・厚生事務組合一般会計補正予算（第4号）（可決）
- 承認案件
 - ・専決処分の承認を求めることについて（特別区人事・厚生事務組合宿泊所条例の一部を改正する条例）（承認）

○条例案件

- ・特別区人事・厚生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区人事・厚生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）

○その他案件

- ・特別区人事・厚生事務組合保護施設の指定管理者の指定について（可決）
- 人事案件
 - ・特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員の任命同意について（同意）
 - （特別区人事・厚生事務組合総務部）

令和7年第4回特別区競馬組合議会定例会の結果

12月18日に第4回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・特別区競馬組合副管理者（常勤）の選任の同意について（同意）

- ・特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）

（特別区競馬組合議会事務局）

令和7年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の結果

12月18日に第2回臨時会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）（可決）
- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（可決）

令和7年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の結果

12月25日に第4回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・東京二十三区清掃一部事務組合組織条例の一部を改正する条例（可決）
- ・渋谷清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について（可決）
- ・杉並清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事

（可決）

請負契約の締結について（可決）

・墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について（可決）

・江戸川清掃工場建替工事請負契約の契約変更について（可決）

・北清掃工場建替工事請負契約の契約変更について（可決）

・中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の契約変更について（可決）

・財産（土地及び建物）の取得について（可決）

特別区自治情報・交流センター 休館と閉館時間変更のお知らせ

左記の期間は休館とさせていただきます。休館中は、資料の貸出・予約・返却を中止いたします。

ご不便をおかけしますが、利用者の皆さまには、ご理解のほどお願い申し上げます。

▼全館停電に伴う休館

令和8年1月24日（土）

※1月23日（金）は17時閉館

〔問合せ先〕

（公財）特別区協議会 事業部調査研究課
特別区自治情報・交流センター

電話 03（5210）9051

（公益財団法人特別区協議会事業部）



特別区自治情報・交流センター ホームページ



公式X（旧ツイッター）

令和7年度特別区職員採用試験・選考を終えて

令和7年度特別区職員採用試験・選考は、11月のⅢ類採用試験等の合格発表をもって全て終了しました。

1 特別区職員採用試験・選考の実施状況

(1) I類採用試験

令和7年度に新設した【早期SPI枠】は、採用予定数113名程度に対し、受験者数は1716名、合格倍率は5.6倍となりました。

【春試験】は、採用予定数1855名程度に対し、受験者数は7563名、合格倍率は4.1倍となりました。

【秋試験】は、採用予定数836名程度に対し、受験者数は2484名、最終合格倍率は3.0倍となりました。

【令和7年度の変更点】

- ・【早期SPI枠】を新設
- ・専門職（福祉・心理・衛生監視（衛生）・衛生監視（化学）・保健師）の試験内容の見直し

(2) Ⅲ類採用試験

採用予定数172名程度に対し、受験者数は1360名、合格倍率は7.9倍となりました。

【春試験】は、採用予定数26名程度に対し、受験者数は73名、最終合格倍率は2.8倍となりました。

【秋試験】は、採用予定数836名程度に対し、受験者数は2484名、最終合格倍率は3.0倍となりました。

【令和7年度の変更点】

- ・【春試験】の追加実施
- ・障害者を対象とする採用選考

332名となりました。合格倍率は3.4倍となりました。

2 令和8年度の新たな取組み

人材獲得競争が激しさを増す中、試験制度の見直しや採用PRなど、あらゆる面から受験者数の増に取り組んでいきます。

- ① 受験資格の緩和
- ② 試験区分の追加
 - ・I類【秋試験】／土木造園（造園）の追加
 - ・Ⅲ類／土木造園（土木）・土木造園（造園）・建築・機械・電気の追加
- ③ 採用PR
 - ・SNSやインターネット広告を活用した情報発信
 - ・民間合同企業説明会への出席機会の拡大

・I類【秋試験】の受験可能年齢引下げ

（特別区人事委員会事務局）

採用区分	試験・選考区分	採用予定数		受験者数		合格者数		倍率	
		名	程度	A(名)	B(名)	A/B(倍)	A/B(倍)		
I類 【春試験】	事務 (一般事務)	113	1,876	1,716	309	5.6	-		
		1,095	6,720	6,080	2,541	2.4	-		
		1,312	7,580	6,868	3,035	2.3	-		
		▲217	▲852	▲788	▲494	-	-		
		7	53	47	13	3.6	-		
		▲9	▲25	▲12	▲14	-	-		
		112	108	98	51	1.9	-		
		107	150	132	64	2.1	-		
		5	▲42	▲34	▲13	-	-		
		48	62	59	39	1.5	-		
		33	63	56	33	1.7	-		
		15	▲1	3	6	-	-		
		132	84	116	50	1.5	-		
126	123	115	74	1.6	-				
6	▲39	▲39	▲24	-	-				
40	▲23	▲23	16	1.4	-				
27	40	35	14	2.5	-				
13	▲17	▲12	2	-	-				
40	34	29	21	1.4	-				
36	54	46	27	1.7	-				
4	▲20	▲17	▲6	-	-				
164	484	457	279	1.6	-				
154	424	386	250	1.5	-				
10	60	71	29	-	-				
32	211	198	70	2.8	-				
30	147	126	47	2.7	-				
2	64	72	23	-	-				
50	130	121	81	1.5	-				
54	119	104	69	1.5	-				
5	11	17	12	-	-				
5	20	18	9	2.0	-				
5	35	24	8	3.0	-				
0	▲15	▲6	1	-	-				
121	365	357	236	1.5	-				
128	330	305	205	1.5	-				
▲7	▲35	▲52	▲31	-	-				
1,855	8,302	7,563	3,406	2.2	-				
2,028	9,143	8,256	3,853	2.1	-				
▲173	▲841	▲693	▲447	-	-				
I類 【秋試験】	土木造園 (土木)	69	60	47	28	1.8	-		
		28	63	46	28	1.8	-		
		41	▲3	1	0	-	-		
		99	39	26	15	1.7	-		
		48	59	50	35	1.4	-		
		51	▲20	▲24	▲20	-	-		
		18	13	11	4	2.8	-		
		-	-	-	-	-	-		
		18	15	9	6	1.5	-		
		-	-	-	-	-	-		
		204	127	93	51	1.8	-		
		78	122	96	61	1.6	-		
		128	5	▲3	▲10	-	-		
Ⅲ類	事務 (一般事務)	172	1,733	1,360	418	3.3	-		
		163	1,885	1,609	519	3.1	-		
		9	▲152	▲249	▲101	-	-		
		88	468	332	99	3.4	-		
		81	440	317	107	3.0	-		
		7	28	15	8	-	-		
		1級職 【春試験】	事務 (一般事務)	14	49	46	25	1.8	-
				-	-	-	-	-	-
				12	32	27	11	2.5	-
				-	-	-	-	-	-
				26	81	73	36	2.0	-
				-	-	-	-	-	-
				14	49	46	25	1.8	-
291	1,540			1,165	385	3.0	-		
▲36	▲23			▲12	▲47	-	-		
22	32			25	13	1.9	-		
18	42			32	17	1.9	-		
4	▲10			▲7	▲4	-	-		
47	58			52	38	1.4	-		
36	44	32	24	1.3	-				
11	14	20	14	-	-				
50	19	16	12	1.3	-				
51	25	▲7	14	1.2	-				
▲29	▲6	▲13	▲2	-	-				
17	28	22	11	2.0	-				
12	▲8	▲9	▲4	-	-				
31	32	21	16	1.3	-				
13	44	31	19	1.7	-				
13	▲12	▲10	▲2	-	-				
33	93	84	52	1.6	-				
39	104	93	62	1.5	-				
▲6	▲11	▲9	▲10	-	-				
14	22	21	19	1.1	-				
4	23	21	15	1.4	-				
▲1	▲1	0	4	-	-				
23	12	10	7	1.4	-				
13	23	21	15	1.4	-				
10	▲11	▲11	19	-	-				
14	34	26	16	1.6	-				
10	23	20	12	1.7	-				
4	11	6	4	-	-				
137	1,078	787	160	4.9	-				
126	1,098	744	168	4.4	-				
9	71	43	▲8	-	-				
17	56	39	18	2.2	-				
14	40	30	15	2.0	-				
3	16	9	3	-	-				
28	75	60	39	1.5	-				
21	61	51	21	2.4	-				
7	14	9	18	-	-				
34	42	38	29	1.3	-				
32	37	29	20	1.5	-				
2	5	9	9	-	-				
22	53	46	21	2.2	-				
25	60	54	35	1.5	-				
▲3	▲7	▲8	▲14	-	-				
20	16	15	13	1.2	-				
18	22	21	15	1.4	-				
2	▲6	▲6	▲2	-	-				
22	14	13	10	1.3	-				
11	11	9	9	1.4	-				
10	1	0	1	-	-				
14	18	17	10	1.7	-				
10	7	7	7	1.0	-				
4	11	10	3	3.7	-				
3	13	12	3	4.0	-				
0	0	▲1	0	-	-				
8	5	3	2	1.5	-				
8	17	17	7	2.4	-				
0	▲12	▲14	▲5	-	-				
3	1	1	0	-	-				
3	4	4	3	1.3	-				
0	▲3	▲3	▲3	-	-				
6	11	9	5	1.8	-				
3	6	6	3	2.0	-				
3	5	3	2	-	-				
836	3,268	2,484	828	3.0	-				
783	3,184	2,442	879	2.8	-				
53	84	42	▲51	-	-				

特別区職員採用試験における見直しについて

特別区人事委員会は、10月29日（水）に、次の内容についてプレス発表を実施しました。

の4月1日での採用とします。採用希望年度の選択はできなくなりますのでご注意ください。

【Ⅰ類採用試験【秋試験】における受験可能年齢の引下げ】

令和8年度Ⅰ類採用試験【秋試験】から、大学3年生相当年齢からの受験を可能とし、募集職種も土木造園（造園）を追加します。

◆対象試験

Ⅰ類採用試験【秋試験】

◆対象職種

土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気

◆変更点

- ・受験可能年齢の引下げにより、大学3年生相当年齢（21歳）から受験可能になります。
- ・募集職種に土木造園（造園）を新たに追加します。

◆受験資格等

受験資格及び採用予定数等の詳細については、令和8年度Ⅰ類採用試験【秋試験】の試験案内で発表します。

【Ⅰ類採用試験における採用候補者名簿の有効期間の変更】

採用候補者名簿の有効期間を3年としていたⅠ類採用試験【春試験】について、有効期間を1年に変更します。また、Ⅰ類採用試験【秋試験】については、有効期間を2年とし、大学3年生相当年齢で受験する方のみ受験年度の翌々年度

【Ⅲ類採用試験における技術系職種の募集開始】

令和8年度Ⅲ類採用試験から、既存の事務（一般事務）に加え、技術系職種（土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気）の募集も開始します。

◆対象試験

Ⅲ類採用試験

◆募集職種

事務（一般事務）、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気

◆一次試験内容

事務（一般事務） 教養試験（五肢択一式）、
作文試験
技術系職種 専門試験（五肢択一式）

◆二次試験内容

口述試験（人物及び職務に関連する知識等）
についての個別面接）

◆受験資格等

受験資格及び採用予定数等の詳細については、令和8年度Ⅲ類採用試験の試験案内で発表します。

組合教育委員会委員の就任

令和7年12月16日開催の第4回特別区人事・厚生事務組合議会定例会の任命同意を得て、同日付で1名の委員が新たに就任しました。
組合教育委員会の構成は次のとおりです。

職名	氏名	任期	備考
教育長	堀米孝尚	自・令和7.4.1 至・令和9.3.31	千代田区教育長
教育長職務代理者	丹羽恵玲奈	自・令和6.9.13 至・令和10.3.31	文京区教育長
*委員	高橋和人	自・令和7.12.16 至・令和8.3.31	目黒区教育長
委員	清野正	自・令和7.5.16 至・令和11.5.15	豊島区教育長
委員	本多健一朗	自・令和7.4.1 至・令和9.3.31	江東区教育長
委員	田中健	自・令和7.7.4 至・令和8.5.15	葛飾区教育委員

*印：新任

（特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局）

特別区長会、国に対し共同要請を行う

民間火葬場の経営管理に関する要望を、東京都と共同で要請しました

特別区長会と東京都は11月25日（火）、民間火葬場の経営管理に関する要請を共同で厚生労働省に対し行いました。

当日は、吉住健一会長（新宿区長）、栗岡祥一副知事（東京都）が厚生労働省を訪問し、上野賢一郎厚生労働大臣に要望書を手渡しました。

要望内容

火葬場は、その経営主体の別にかかわらず、公共的施設としての役割を期待されています。

こうした中、近年、燃料費の高騰等を背景に、火葬料金の値上げの動きが相次いでおり、民間火葬場における火葬料金設定の妥当性等について都民の関心が高まっています。

国は、火葬場の経営管理に関する指導の考え方を通知で示し、区に対し法令等に基づく指導を求めています。

しかし、火葬料金を含む経営管理に関する民間事業者の責務等に関して、具体的な法の規定は無いことから、任意に協力を求めることしかできず、指導の実効性を担保できません。

そのため、国の責任で、必要な措置を講ずるよう、次の4点を要望しました。

- 1 火葬料金を含む経営管理に関する事業者の責務と監督官庁の指導権限を法上明確に示すこと。
- 2 国は、火葬業のうち公益部門に該当する事項について明らかにしたうえで、火葬料金の設定の考え方に係るガイドライン等を示すこと。
- 3 民間火葬場が火葬料金を設定するに当たって、予め行政が関与する仕組みを法令に規定すること。
- 4 民間火葬場が、火葬以外の事業を行っている場合には、他の事業との経理・会計を明確に区分し、火葬事業に要した経費の内訳を詳細に公表することを義務付けること。



民間火葬場の経営管理に関する要望書を上野大臣に提出

要請に対して

上野大臣は「お話は承った。」としたうえで、「古い法律なので現状を把握させてほしい。」「現行法でどこまで対応できるのか、また、火葬料金の高騰などに関して厚生労働省として何ができるのか、研究したい。」との発言がありました。

共同要請の本文は、特別区長会のホームページを[ご覧ください。](https://www.tokyo23city-kuchoikai.jp)

「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しを図るよう、東京都、東京都市長会、東京都町村会と共同で要請しました

特別区長会は、12月4日（木）に、東京都、東京都市長会及び東京都町村会とともに、「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しを図るよう、国に対して要請を実施しました。併せて、当日の「不合理な税制改正」に関する報道を受けた申入れを、口頭で行いました。

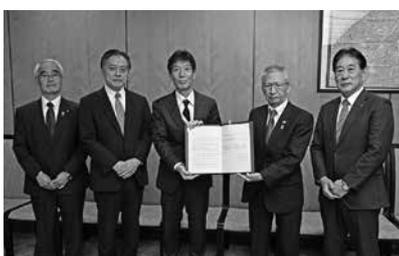
ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度は、「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」などを意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度です。しかし現在の制度は、返礼品目的のいわば官製通販となっているなど、制度の意義や目的から大きくかけ離れたものとなっています。

また、「自治体間での寄附受入額の格差が顕著である」、「自治体が活用できる額は寄附受入額の5割程度にとどまっている」、「高所得者ほど多額の寄附金控除が可能となる仕組みである」など、解消すべき問題は山積んでいます。

ふるさと納税制度は、受益と負担という地方税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊していると言っても過言ではありません。そのため、制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに、次の3点について、直ちに見直すことを強く求めました。

- 1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に定額の上限を設けること。
 - 2 募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「100分の50」から縮小を図ること。特に返礼品経費の上限については、「100分の30」から更なる縮小を図ること。
 - 3 「手続きの簡素化」という名目で、一方的に所得税控除分を地方自治体に肩代わりさせているワンストップ特例制度について、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。
- 不合理な税制改正について
- 国が、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもとに断行している不合理な税制改正に関して、決して看過することはできません。地方全体の財源の充実・確保に取り組むことを強く求めました。



総務省 原事務次官に要望書を提出

（特別区長会事務局）

都知事と区長会との意見交換が実施されました

令和8年度の都の予算編成にあたり、都知事と特別区長会との意見交換が12月4日（木）に実施されました。都予算については8月19日（火）に19項目の要望を行っており、今回は改めての要望となりました。

当日は、特別区長会から吉住健一会長（新宿区長）、服部征夫副会長（台東区長）、斉藤猛副会長（江戸川区長）、高際みゆき副会長（豊島区長）、清家愛幹事（港区長）、山田加奈子幹事（北区長）、鈴木晶雅幹事（大田区長）が出席しました。

吉住会長から重点事項として、①災害対策の充実のため、帰宅困難者や在宅避難者等への支援の更なる強化、「防災キャビネット」の設置促進」等、高層住宅の防災対策の強化に向けた対応、②子育て支援策の充実として、保育・子育て環境の充実に向けた支援、多様な他者との関わりの方の創出事業の継続、③地球温暖化防止対策の推進として、脱炭素社会実現への支援及び取組強化、プラスチックの資源循環促進への支援を要請しました。

これに加え、今年大きな動きがあった火葬場の運営について、監督官庁の指導権限の明確化や火葬料金の設定の考え方に関するガイドラインの整備などの民間火葬場の適正指導に向けた法改正等に関して、引き続き国へ働きかけること、都民・区民が将来にわたって安心して火葬を行える体制の確保を要望しました。

出席した区長からは、「熱中症対策」「水辺の豊かな環境の保全・活用」「介護人材の確保・定着促進のため、補助事業の継続と更なる充実」「高層住宅の防災対策」「CAIO補佐官や教育CAIOの人材確保などのAI活用等に向けた各区の挑戦の後押し」「一層早期の浸水対策

や子育て支援策の充実」等を求める旨の発言がありました。

小池百合子都知事からは、「頂戴したご意見・ご要望を踏まえ、それを現実にしていくよう推進し、来年度予算の編成に取り組んでいく。国においては今、都の財源を念頭に、いわゆる偏在是正措置が議論をされているところだが、地方の権限をいかに高めるのか、そして税源の移譲をいかに進めるのかなど、地方全体の財源の充実や確保こそが重要だと考える。昨年度、東京の未来を共に創り上げる合意が実現できた。この合意のもと、都区は大都市東京を共に支えるパートナーとして、世界で一番の都市・東京を目指し、オール東京で共に頑張っていきたいと思っています。」等の発言がありました。

意見交換の詳細は、東京都のホームページにて、録画映像及び議事録の閲覧ができます。



左から山田幹事（北区長）、高際副会長（豊島区長）、服部副会長（台東区長）、小池都知事、吉住会長（新宿区長）、斉藤副会長（江戸川区長）、清家幹事（港区長）、鈴木幹事（大田区長）

（特別区長会事務局）

令和7年12月 区長会・議長会の主な案件等

区長会

12.16

- 八丈町における災害廃棄物処理支援について
- 各団体議会等提出予定案件について
- 清掃事業の課題に関する検討下命について（仮称）千歳荘改築工事について
- 労務交渉について

- 第31回特別区長会公務員制度部会の概要について

- 令和8年度都区財政調整協議について
- 「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しに関する共同要請の報告について

- 令和7年度第2回都区協議会及び都知事と特別区長との意見交換会について

- 都知事と特別区長会との意見交換の実施について

- 令和7年8月6日からの大雨・令和7年台風第15号による災害に係る被災自治体への支援について

- 被災地への職員派遣等について
- 特別区全国連携プロジェクトについて

（特別区長会事務局）

議長会

12.18

- 八丈町における災害廃棄物処理支援について
- 令和8年度都区財政調整協議状況について
- 関東市議会議長会「都県提出議案」について
- 令和8年度議長会等の役職の選任方法について

（特別区議会議長会事務局）

子どもたちが抱える 様々な困難に向き合うために

児童相談所や子ども家庭センターでは、虐待を受けた子どもたちが抱える多様な困難への支援に向き合っています。それらの困難は、家庭環境や社会的背景等が複雑に関連し、生み出されるものであり、支援者には高度な専門性と柔軟な対応力が求められます。特別区職員研修所では、こうした現場の課題に対応するため、子どもたちの抱える困難や支援のあり方への理解を深めることを目的とした2つの研修を実施しました。

1つ目の研修は7月に「ネット依存・ゲーム障害、自傷行為、OD（オーバードーズ）」をテーマに実施しました。

午前の講義では、児童精神科医の菊地祐子氏を講師に迎え、虐待を受けた子どもたちが直面する精神疾患や自傷行為、ODなどの背景にある親子双方の課題や対応について、臨床経験に基づいた具体的な事例を交えながら講義いただきました。

菊地氏は、医療機関や児童相談所での豊富な実践経験をもとに、支援者が子どもと向き合う姿勢や思春期特有の心理的变化を踏まえた支援の視点について解説されました。参加者は、子どもたちの行動の背後にある心理的要因や家庭環境の複雑さを理解することで、支援の質を高めるヒントを得ることができました。

午後の講義では、久里浜医療セ

ンターの主任心理療法士である三原聡子氏から、ネット依存・ゲーム障害の実情と治療、家族支援の重要性について講義いただきました。

三原氏は、ネット依存専門治療外来の開設当初から治療・研究に携わっているところ、本講義では、国内外の事例や統計データをもとに、依存症のメカニズムや家族との関係性が子どもの回復に与える影響について、わかりやすく説明されました。特に、子ども本人への支援だけでなく、保護者へのアプローチが不可欠であること、そして支援者が「責める」のではなく「つなぐ」姿勢を持つことの重要性を強調されました。

研修生からは、「実際に支援をする中で、特に難しいと感じていたトピックスについて学ぶことができてよかった」「事例を交えた講義だったのでわかりやすかった」などの声が寄せられ、現場での支援に活かしたいという前向きな感想が多く見られました。

2つ目の研修は10月に「子どもの権利擁護」をテーマに実施しました。

午前の講義では、元国連子どもの権利委員会委員の大谷美紀子氏を講師に迎え、国際的な人権の視点から、子どもの意見表明権や権利擁護の理念について講義いただきました。大谷氏は、国際的な人権活動の経験をもとに、日本における子どもの権利の現状と課

題、他国の取り組みとの比較などを交えながら、支援者が持つべき視点を示されました。特に、法改正により子どもの意見聴取が制度化され、支援者がどのように子どもの声を聴き、尊重するかが問われる中で、参加者にとっては支援の姿勢を改めて見直す貴重な機会となりました。



午後の講義では、葛飾区児童相談所児童相談法務担当課長（弁護士）の安井飛鳥氏を講師に迎えるとともに社会的養護等の経験者をファシリテーターに迎え、意見表明の実際についてグループワークを交えて学びました。参加者は、子どもの声を尊重する支援のあり方や行政としての対応の工夫について意見交換を行い、実践的な視点を深めました。また、ファシリテーターによるお話しは、制度の枠組みだけでは見えない子どもたちの思いや葛藤を伝える機会となりました。研修生からは、「子ども

の意見を聴きつつ、子どもにと

って何が最善かを決める大人としての責任を果たすことができるよう、一人ひとりの子どもに丁寧に向き合っていきたいと思えます。」「子どもの権利擁護について、国際的な背景や基本理念となる権利条約の考え方について理解を深めるとともに、当事者の体験談を聞くことで、行政職員として、一人人としてできることについて広く振り返る機会となりました。」などの感想が寄せられました。



子どもたちが抱える困難は、虐待だけでなく、精神的・社会的な背景を含めて複雑化しています。支援者がその実情を理解し、子どもの声に耳を傾ける姿勢を持つことが、よりよい支援につながると改めて感じさせられる研修となりました。今後も、制度の理解と支援の実践をつなぐ研修を通じて、現場の支援力の向上を目指していきます。

（特別区職員研修所）



東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 2月開講講座のご案内です！！

●事例研究 財務諸表の構造とその見方・読み方

—数値からは見えない財務諸表の深読み講座— 【講座コード：2541E006】

企業活動が複雑化された今日にあっては、親会社の個別財務諸表のみでは当該企業の実態を把握することはできません。子会社を含めた「連結財務諸表」の分析が不可欠です。連結財務諸表の開示が義務づけられている上場企業等に限らず、非上場企業そして公企業においても連結財務諸表の作成は経営管理資料としても必要とされます。そこで、本講座では、まず基本財務諸表の基礎知識を整理・確認したうえで、「財務諸表のデータだけでは読めない」深読みを、可能な限りの時間を事例研究に配分しご理解を深めたいと考えております。

(お願い)

- ①電卓とマーカーをご持参ください。
- ②復習をお願いします。復習のポイントは、各回の終了時にお知らせします。

講師：三沢 清 国士舘大学等 元講師

日時：2月18日(水)、25日(水)、
3月4日(水)、11日(水)、18日(水)
18:30~20:00(全5回)

受講料：12,600円

場所：飯田橋キャンパス(対面)

●日本は死因不明社会？

画像診断を用いた死因究明が社会を変える 【講座コード：2541G007】

日本は少子高齢化社会から多死社会に突入し、虐待や孤独死が社会問題となっています。正確な死因究明を行うために解剖が必要となりますが、日本の解剖率は先進国最下位の水準です。作家の海堂尊氏はこうした状況を“死因不明社会”と表現しており、この状況を解決するために死因究明にCTやMRIなどの画像診断を用いる死亡時画像診断(Autopsy imaging: Ai)を提唱しました(人工知能のAIと異なりAiが小文字)。その後、Aiは急速に普及し、死因究明向上に貢献しています。本講座では、欧米諸国と日本の死因究明制度の違いを述べ、医療現場で実施されているAiの実際をお伝えします。

各回について

- 日本の死因究明制度とAi
- Aiを用いた死因究明の実際と今後の発展

講師：小林 智哉

東北大学大学院 医学系研究科
画像診断学分野 助教
東京都立大学院大学 非常勤講師

日時：2月10日(火)、17日(火)
15:30~17:00(全2回)

受講料：5,000円

場所：オンライン

* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。(特別区協議会事業部)

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp>

Tel.03-3288-1050(平日 9:00~17:30)

●パンフレットを無料送付いたします。

千歳清掃工場の煙突外筒の補修について

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）では、清掃工場22施設（建替中の2施設を含む）を管理運営しています。



清掃工場施設一覧

施設の延命化

清掃一組では、「一般廃棄物処理基本計画」の「施設整備計画」に基づき、清掃工場の整備事業を実施しています。「施設整備計画」では、ごみの安定的な全量処理体制の確保を前提条件とし、稼働年数が約25年から30年を超える清掃工場を、建替工事、リニューアル工事又は延命化工事により順次整備することとしています。

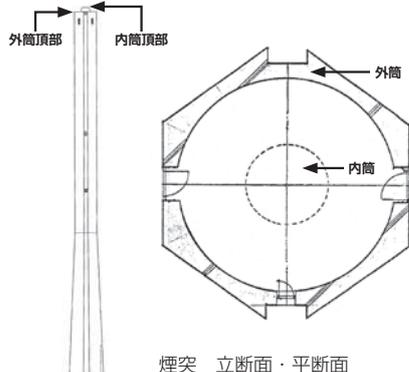
千歳清掃工場は、平成8年3月のしゅん工から29年が経過しています。プラント機器や建築設備が老朽化しており、しゅん工から40年程度安定的に稼働させるため、令和5年度から令和6年度にかけてプラント機器等の延命化工事を実施しました。

補修工事の概要

本工事は、令和4年度から令和5年度にかけて工場棟の外壁等補修工事が完了し、令和6年度に煙突の外壁補修工事を実施しました。

千歳清掃工場の煙突は、内筒（高さ約130m）、外筒（高さ約128m）で構成されています。外筒は、鉄筋コンクリート造で、外径は、上部（約8m）、下部（約12m）の末広がり形状となっています。

補修工事は、令和6年4月から令和7年3月までの期間で、主に外筒のひび割れ補修工事及び全面塗装工事を行いました。



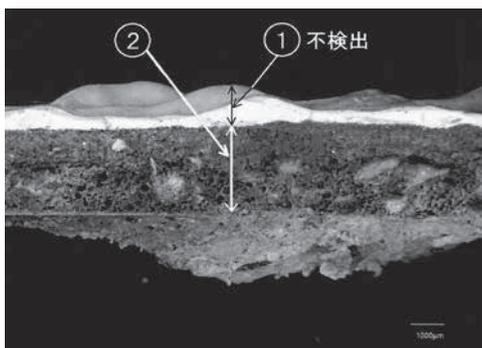
煙突 立断面・平断面

アスベスト対策

本工事を実施する前に、石棉障害予防規則等の法令に基づき、石棉（アスベスト）含有の有無の事前調査を行いました。調査した結果、塗料①は不検出、塗装の下地調整材②にアスベストの含有（ク

リソタイトル）が確認されました。そのため、法令や条例、各種マニュアル等を遵守し、仮設工事や補修工事の際に飛散しない対策を行いました。

なお、下地調整材のアスベストの含有については、添加量も少なくセメントや合成樹脂などの結合材で固められているので、通常の環境下でアスベスト粉じんが飛散することはない（非飛散性）とされています。



分析結果



アスベスト対策状況
削孔による粉じんの飛散抑制
(仮設工事：壁つなぎ削孔)

仮設工事

煙突の補修工事は、高所での作業となるため、仮設足場を地上約50mまで組み立て、煙突頂部まではゴンドラを3基設置しました。また、補修工事に伴う飛散防止対策として、養生ネットを仮設足場全周に設置し、ゴンドラにも養生ネットを養生して工事を行いました。



足場組立状況



養生ネット設置状況



ゴンドラ設置状況

補修工事

○清掃

補修工事を行うには、一度汚れを落とす必要があるため、全面を高圧洗浄により、清掃を行いました。

○ひび割れ補修

ひび割れ補修は、一般的にひび割れを補修する際に一部削る作業が発生するため、粉じんが発生します。本工事では、削る作業によりアスベストが飛散する可能性があるため、直接補修工事ができる「ボンドOGS工法」を採用し、工事を行いました。

この工法は、ひび割れに直接弾力性エポキシ樹脂が注入できるため、ひび割れを補修することができます。

○塗装

塗装工事は、ひび割れ補修が完了後に下地の補修を行い、平らにした後、塗料を塗りました。塗料は、旧塗膜の上から塗ることができ、塗料を選定し、下塗り、中塗り、上塗りとして3回に分けて塗り分けました。

下塗り材は、水性微弾性ポリマー樹脂を選定し、旧塗膜の上から塗ることができます。

中塗り、上塗り材は、超低汚染・超耐久型水性ふっ素樹脂塗料を選定し、大気中の排気ガスなどによる汚れが付着しにくく、ふっ素樹脂による耐候性を有しています。これにより、長期的に美観及

び耐候性を維持できるようにしました。



ひび割れ状況



下地補修状況

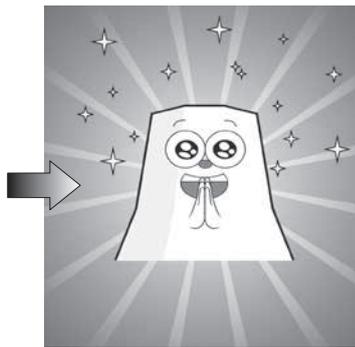


塗装状況

まとめ

清掃一組では、高さ約41m（大田清掃工場第二工場）から高さ約210m（豊島清掃工場）まで様々な高さ、形状、外装を施した煙突を維持管理しています。今後も、経営理念である「区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場の効率的な運営」という使命を果たすため、煙突だけでなく、施設全体の維持管理に努めていきます。

（東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部施設課）



えんとつ君（千歳）補修イメージ図

～清掃一組ホームページ～

清掃一組に関する情報は、ホームページに掲載していますのでぜひ、ご覧ください。

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/mobile/index.html>



二次元バーコード

キャット兄さん





馬の眼の構造

馬の視野は人と比べて広く、真後ろ以外のほぼ全ての範囲（約350度）が見えています。眼が顔の横についているから、という理由がよく知られていますが、眼の構造自体にも、視野を広げるための工夫があるのをご存知でしょうか。それが、瞳孔の形です。人の瞳孔が丸い形をしているのに対し、馬は横長の形をしています。これによって、パノラマ写真のように広範囲を一度に見ることができるのです。

馬の眼には他にも様々な構造上の特徴がありますが、外見から確認できるものとして、タペタムの存在が挙げられます。タペタムというのは輝板（きばん）とも呼ばれる、網膜の後ろにある膜状の構造物です。瞳孔を通して眼の中に入った光は、網膜に当たり、視細胞を刺激します。それが神経を介して脳に伝達されることによって物が「見える」のですが、タペタムは、網膜を通過した光を反射し、再び網膜に戻す働きをしています。これによって光の刺激を増幅し、弱い光でも物が見えるようにしているのです。猫の眼が暗い所で光るのは皆さんご覧になったことがあるかと思います。これは猫の眼にタペタムがあるからで、同じように、馬の眼も暗がりでも光るのが確認できます。馬は夜行性ではありませんが、捕食者となる肉食動物には夜行性のものも多く、夜目が利かず逃げられないと生存に不利だったことが、こういった構造を持つように進化した理由と考えられます。なお、人の眼にタペタムはなく、フラッシュを使った写真で眼が赤く映るのは眼の毛細血管の色が反射したからです。



競馬場内は夜であっても明るくライトアップされているため、眼が光るのはご覧いただけませんが、瞳孔の形であれば、誘導馬が近くにきた時などに確認するチャンスがあるかと思います。ぜひ観察してみてください。

2026年 東京シティ競馬 開催日程

1月	12 (月・祝)		★	7月	20 (月・祝) ~24 (金)	22 (水) サンタアニタトロフィー	★
	13 (火) ~16 (金)		○	8月	12 (水) ~17 (月)	13 (木) 黒潮盃	★
	26 (月) ~30 (金)	28 (水) 金盃	○	9月	8/31 (月) ~9/4 (金)	2 (水) アフター5スター賞	★
2月	16 (月) ~20 (金)	18 (水) 雲取賞	○		14 (月) ~18 (金)	16 (水) 東京記念 17 (木) ゴールドジュニア	★
3月	9 (月) ~13 (金)	10 (火) フジノウェーブ記念	○	10月	4 (日) ~9 (金)	6 (火) レディスプレリウド 7 (水) ジャパンダートクラシック 8 (木) 東京盃	★
	23 (月) ~27 (金)	25 (水) 京浜盃	★		26 (月) ~30 (金)	28 (水) マイルグランプリ	★
4月	13 (月) ~17 (金)	15 (水) 東京スプリント 16 (木) プリリアントカップ	★			11月	16 (月) ~20 (金)
5月	18 (月) ~22 (金)	20 (水) 大井記念	★	12月	11/30(月)~12/4(金)	2 (水) 勝島王冠 3 (木) ジェムストーン賞	★
	6月	8 (月) ~12 (金)	10 (水) 東京ダービー		★	24(木)・25(金)・28(月)	
	29 (月) ~7/3 (金)	30 (火) 優駿スプリント 7/1 (水) 帝王賞	★		29 (火) ~31 (木)	29 (火) 東京大賞典 30 (水) 東京シンデレラマイル 31 (木) 東京2歳優駿牝馬	○

★トゥインクルレース開催 ○昼間・薄暮開催

(競馬事務局 広報課)

開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
13	12/1~12/5	9,381,696,940円	881,200人	1,876,339,390円	176,240人	10,650円	101.4%	81.3%	124.7%

